⑷　平成18年度以降に完成した、元請けとして次に掲げるア）～ウ）の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。(受注形態を明らかにするものとし、甲型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。)(新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた一時中止措置等を行ったものに限り、申請時点で完成していない工事も実績として申請できるものとする。)

但し、ア）～ウ）は同一工事とする。

ア）道路橋（A活荷重以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

イ）橋梁形式が床版橋を除くＰＣ橋であること。

ウ）架設工法がトラッククレーン工法、トラッククレーンステージング工法（クローラクレーン含む）以外の工法であること。

但し、共同企業体にあっては、すべての構成員同種工事の実績を有すること。

なお、当該実績が地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満のもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。

なお、建設業法第26条第３項本文及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第１項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。

なお、本入札説明書に示す（別記様式３）で申請できる配置予定技術者は２名までとする。(本入札説明書３　工事概要で記載した複数の工事に参加を希望する場合でも同一の配置予定技術者２名までとする。また、３名以上申請した場合は、欠格とする。)

①　建設業法第７条第２号イからハまたは第15条第２号イからハに掲げる者であること。

②　平成18年度以降に完成した、元請けの技術者として、上記⑷【①】に掲げる同種工事の経験を有する者であること。(受注形態を明らかにするものとし、甲型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。)(新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた一時中止措置等を行ったものに限り、申請時点で完成していない工事も実績として申請できるものとする。)但し、一人の主任（監理）技術者が同種工事の全ての要件を満たさなければならない。

また、共同企業体にあっては、構成員のいずれか１人の主任（監理）技術者が同種工事の経験を有していればよい。

なお、当該実績が地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満のもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。(工事成績評定通知書の再発行等については、５年以内のものは該当工事発注事務所にて、それ以前のものは企画部技術管理課に申請すれば再発行が可能です。)

さらに、当該実績が、工期１年未満の工事にあっては工期の半分未満の従事期間、工期１年以上の工期の工事にあっては６ヶ月未満の従事期間である場合は原則実績として認めない。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。登録基幹技能者が主任技術者となる場合にあっては、登録基幹技能者講習修了証を有する者であること。

④　配置予定の主任（監理）技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を提出するものとし、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。また、次に掲げる通達において定められた在籍出向の要件に適合しない場合又は当該要件に適合することを証する資料の提出がなされない場合は入札に参加できない。また、当該要件に適合しない者を監理技術者等として設置していることが確認された場合は契約を解除する。

１）「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」

２）「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」

３）「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」

４）「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の取扱いについて（改正）」

⑹　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。なお、特定建設工事共同企業体を結成して申請書を提出した者の構成員の一部が指名停止措置を受けたことにより、残余の構成員が新たな特定建設工事共同企業体を結成して特定建設工事共同企業体の認定及び競争参加資格の確認申請を行う場合及び残余の構成員が単独で競争参加資格の確認申請を行う場合においては、令和３年８月５日以降の認定及び確認申請に係るものについては、競争参加資格を認めない。

⑺　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者でないこと。また、上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者である設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑻　入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①　資本関係　次のいずれかに該当する二者の場合。

㈠　子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。㈡において同じ。)と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。㈡において同じ。)の関係にある場合

㈡　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

②　人的関係　次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、㈠については、会社等(会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第２条第７項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

㈠　一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

１）株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(i)　会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ii)　会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(iii)　会社法第２条第15号に規定する社外取締役

(iv)　会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

２）会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

３）会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

４）組合の理事

５）その他業務を執行する者であって、１）から４）までに掲げる者に準ずる者